

子ども・子育て支援新制度の概要と施行後 における本市の状況について

I. 子ども・子育て支援新制度（平成 27 年 4 月施行）について

1. 新制度のポイント

- 自公民3党合意を踏まえ、子ども・子育て関連3法が成立（平成24年8月）。 幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。
- 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。
- 新制度は平成27年4月に本格施行。市町村が、地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施。

（内閣府資料より）

（補足説明）

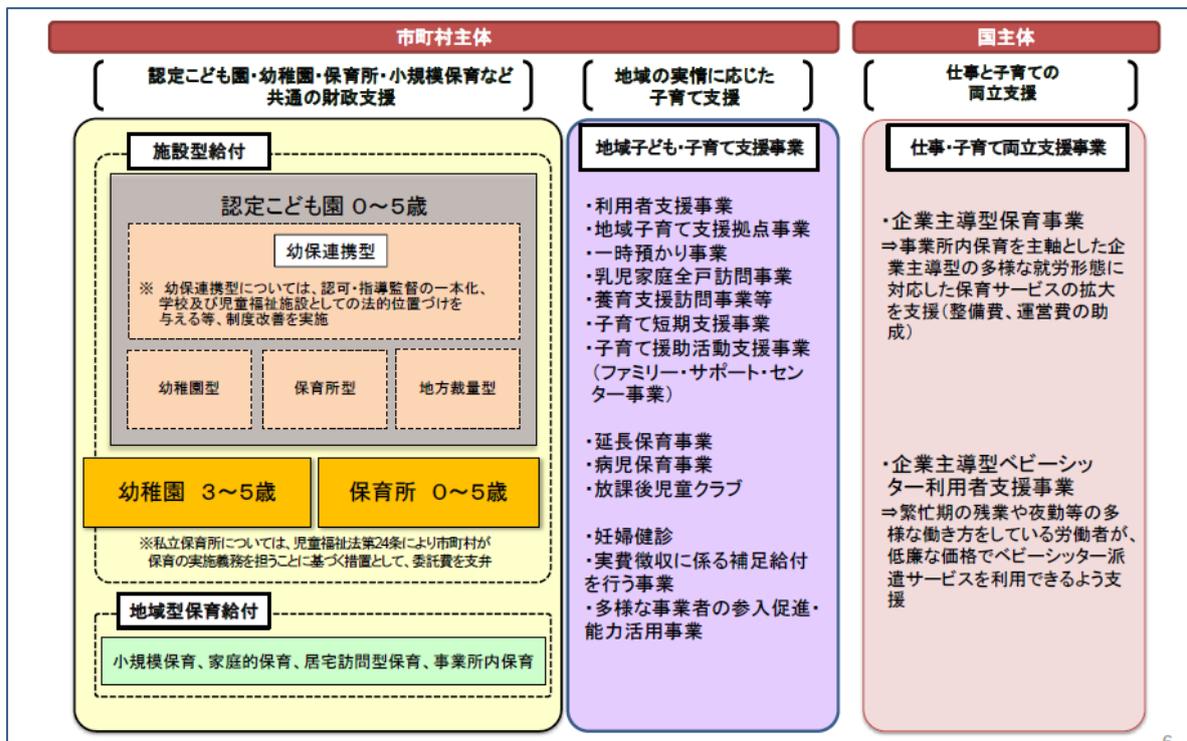
① 子ども・子育て関連3法

- ・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）
- ・ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）

② 平成 29 年度国の予算額

- ・ 量的拡充 4,068 億円程度（消費税の引上げにより確保する 0.7 兆円の範囲で実施）
 - ・ 質の向上 0.6 兆円程度（消費税の引上げにより確保する 0.7 兆円の範囲で 3,003 億円を実施）
- 合計 1 兆円程度

2. 新制度の概要



6
(内閣府資料より)

(補足説明)

① 「施設型給付」と「地域型保育給付」とは

新制度では、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みから、「施設型給付」及び「地域型保育給付」という共通の給付制度に基づいた財政支援の仕組みに改められました。

II. 法に位置づけられた市町村子ども・子育て支援事業計画について

1. 基本指針（内閣府告示第 159 号）に記載された子ども・子育て支援の意義

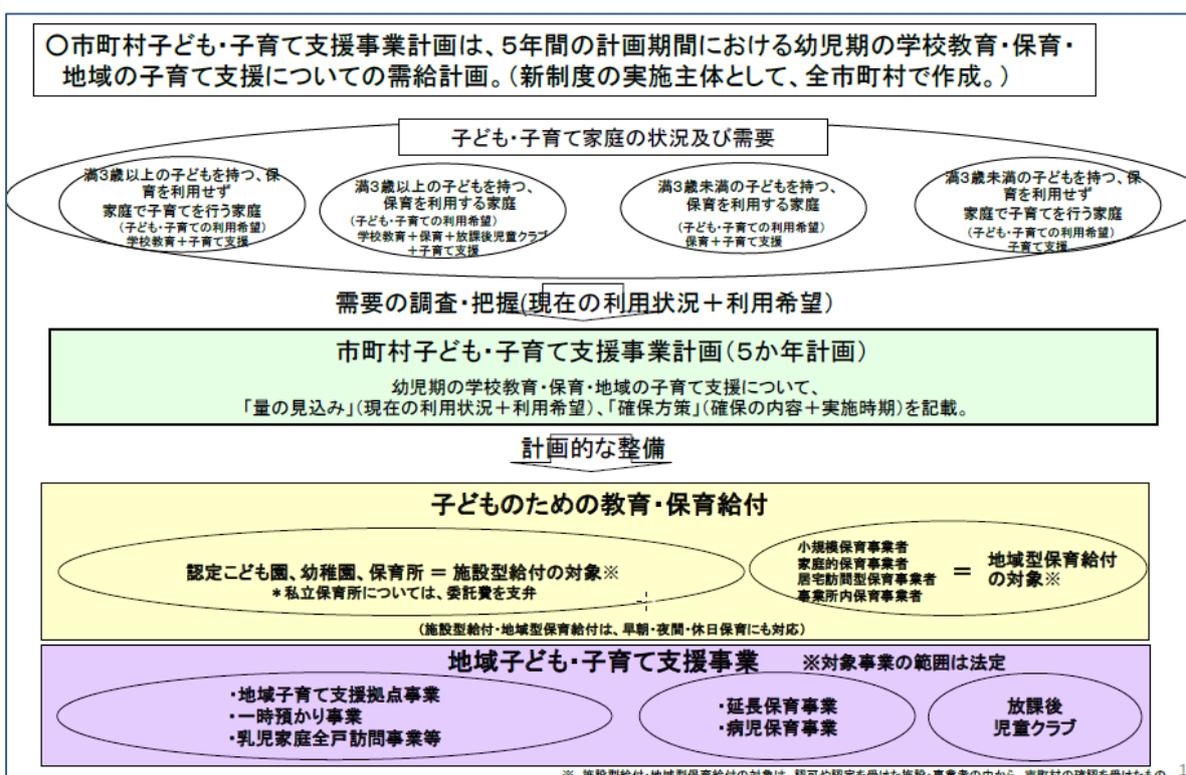
- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

（内閣府資料より）

（補足説明）

基本指針には、新たな制度のもと、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画の記載事項等が定められています。そのうち、上記に記載された「子ども・子育て支援の意義」は、基本指針の冒頭に記載された内容となっています。

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ



（内閣府資料より）

II. 本市の子ども・子育て支援事業計画について

1. 第一期四日市子ども・子育て支援事業計画

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、平成 27 年度に開始した「子ども・子育て支援新制度」のもと、本市における子どもの健やかな成長と子育て支援を計画的に進めるため、平成 27 年度を初年度とした 5 年間の「四日市子ども・子育て支援事業計画」を平成 26 年度に策定したものです。

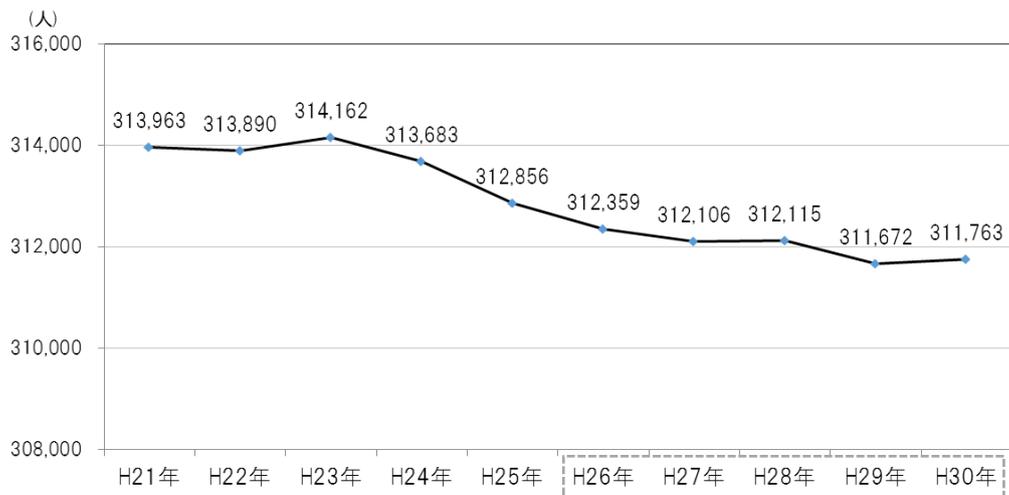


また、本計画に掲げる施策の推進を図るため、毎年度、「四日市子ども・子育て会議」において、計画の実施状況について意見を伺いながら、計画的な進行管理と施策の改善を図ります。

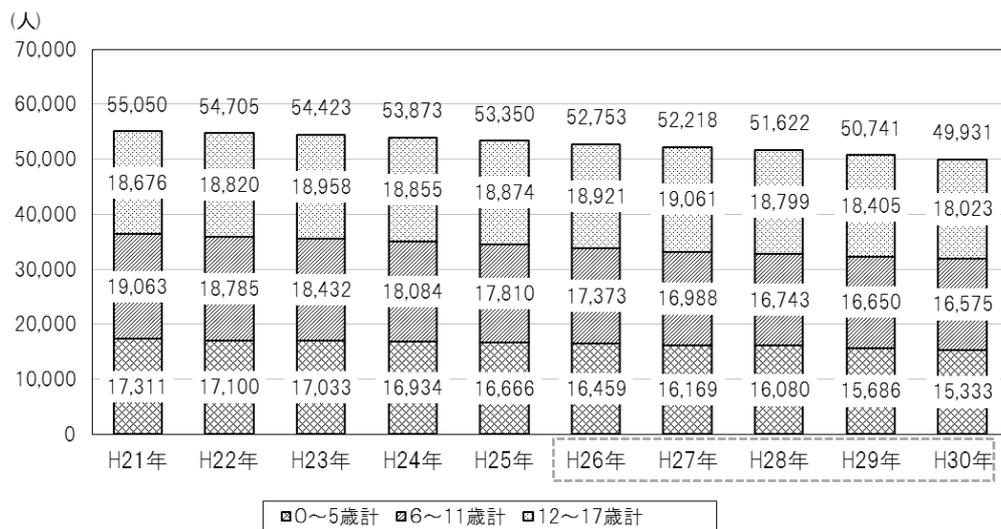


2. 新制度施行後における本市の現在の状況について (H26→H30)

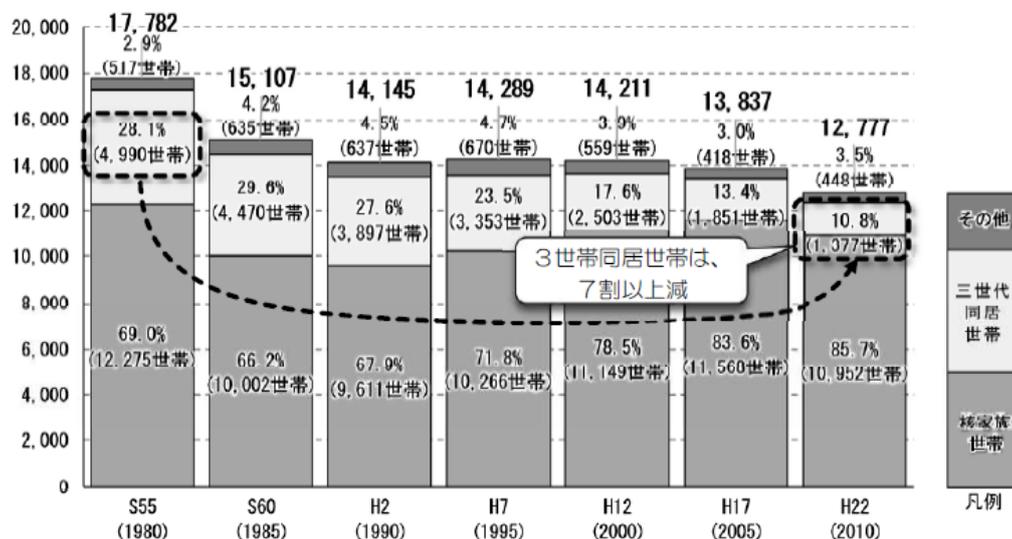
(1) 人口の推移



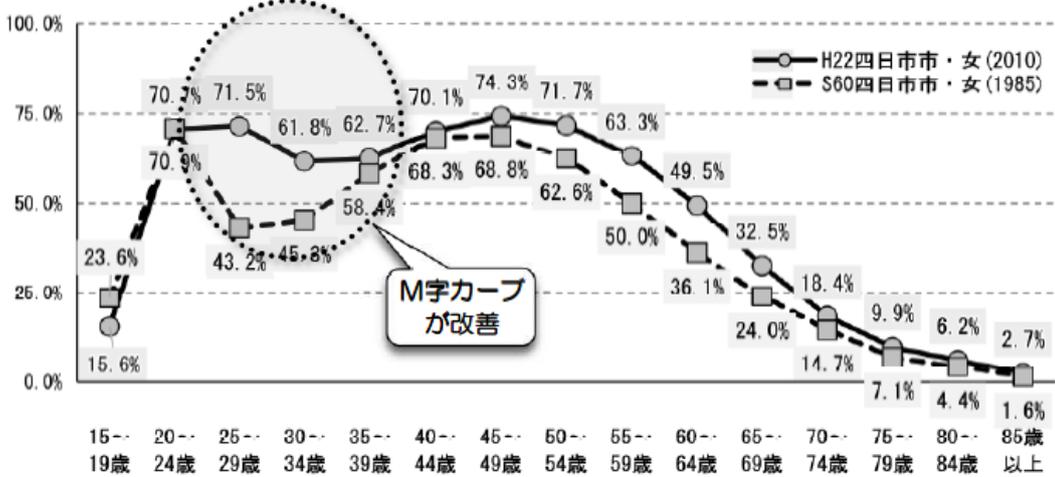
(2) 子どもの人口(0～17歳)の推移



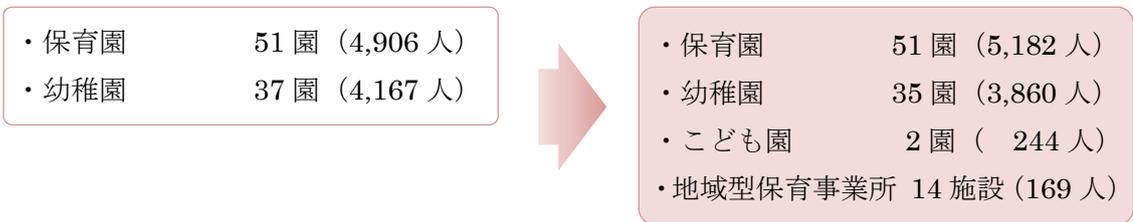
(3) 6歳未満の子どものいる世帯類型



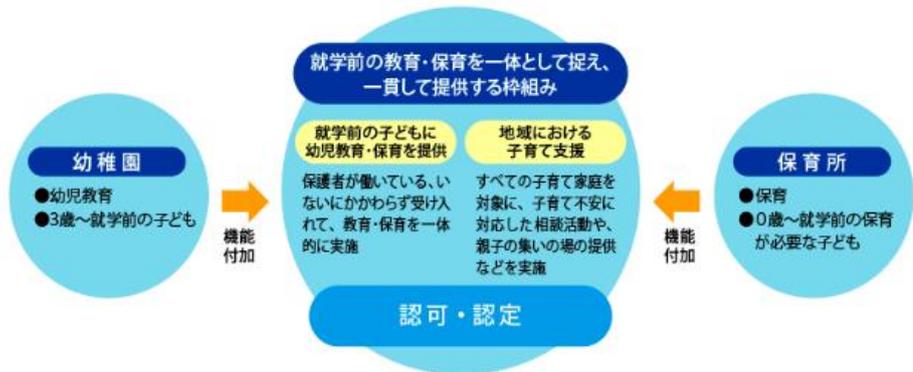
(4) 年齢階層別女性の労働力



(5) 就学前教育・保育



※1 こども園の概要



※2 地域型保育事業所の概要

認可 定員	19人	小規模保育	事業主体: 市町村、民間事業者等	事業所内保育
	6人	居宅訪問型保育	事業主体: 市町村、民間事業者等	
	5人	家庭的保育	事業主体: 市町村、民間事業者等	事業所内保育
	1人			
保育の実施場所等		保育者の居宅その他の場所、施設 (右に該当する場所を除く)		事業所の従業員の子ども + 地域の保育を必要とする子ども(地域枠)

(6) 子ども・子育て支援事業

① 延長保育事業



② 一時預かり事業

・幼稚園 私立幼稚園全園で実施
・保育園 14園

・幼稚園 私立幼稚園全園で実施
・保育園 16園

③ 子育て支援センター事業

施設数 16か所

施設数 20か所



④ ショートステイ事業

施設数 2か所

施設数 5か所

⑤ 病児・病後児保育事業

施設数 1か所

施設数 2か所

⑥ ファミリー・サポート・センター事業

依頼会員 881人
援助会員 452人

依頼会員 942人
援助会員 511人

⑦ 学童保育所

保育所数 44か所

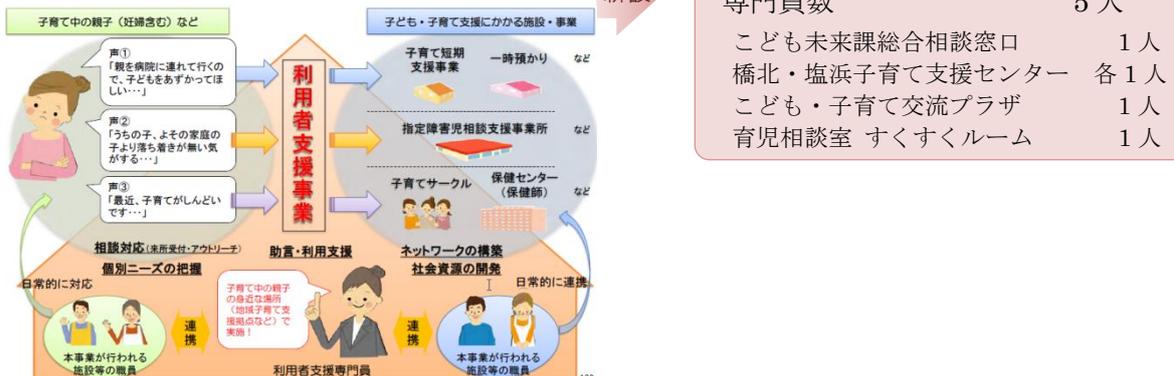
保育所数 56か所

⑧ 養育支援訪問事業

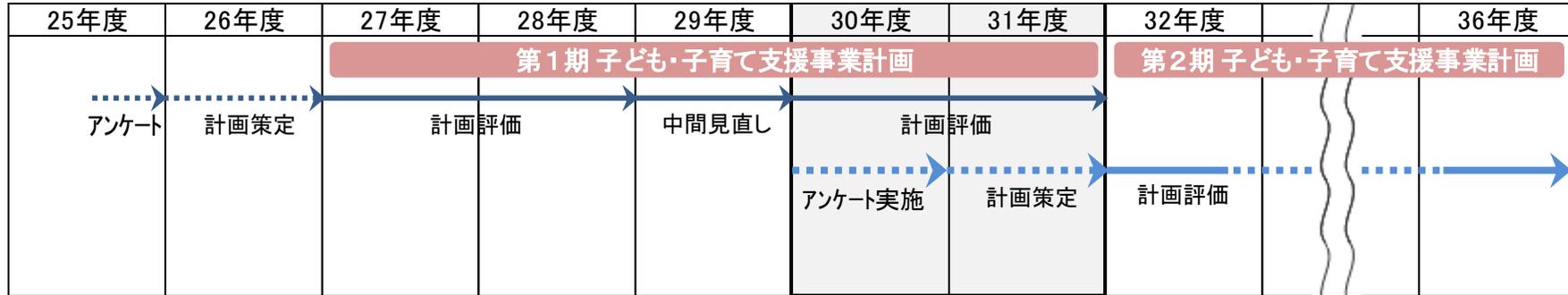
新設 支援員数 3人

⑨ 利用者支援事業 (子育てコンシェルジュ)

新設 専門員数 5人



3. 第2期四日市子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュール



(平成30年度)

(平成31年度)

